

そ の 他

適用用途標準 (参考資料)

区分	土質区分	コーン指数 kN/m <sup>2</sup>	日本統一土質分類(中分類) <sup>※1)</sup>		含水比 (地山) Wn(%)	掘削方法	工作物の埋戻		土木構造物の裏込		道路(路床)盛土		道路(路体)盛土		
			{記号}	土質			評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	
第1種建設発生土 砂、礫及びこれら に準ずるもの	第1種発生土	—	{G}、{GS}	礫、砂礫	—	れ・排水 場合に考 慮するが 降下区・ 浸水地下 水等により 含水比が増 加すると予 測さ	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	
	第1種改良土 <sup>※2)</sup>		{I}	改良土			◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	
第2種建設発生土 砂質土、礫質土 及びこれらに準ず るもの	第2a種発生土	800 以上	{GF}	細粒分まじり礫	—		◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	
	第2b種発生土		{SF}	細粒分まじり砂			◎	細粒分含有率注意	◎	細粒分含有率注意	◎		◎		
	第2種改良土		{I}	改良土			◎		◎		◎		◎		
第3種建設発生土 通常の施工性が 確保される粘性土 及びこれに準ずる もの	第3a種発生土	400 以上	{SF}	細粒分まじり砂	—		○		○		○		◎	施工機械の選定注意	
	第3b種発生土		{M}、{C}	シルト、粘性土			40%程度以下	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土		{V}	火山灰質粘性土			—	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種建設発生土 粘性土及びこれに 準ずるもの (第3種発生土を 除く)	第4a種発生土	200 以上	{SF}	細粒分まじり砂	—		○		○		○		○		
	第4b種発生土		{M}、{C}	シルト、粘性土			40~80%程度	△		△		△		○	
			{V}	火山灰質粘性土		—	△		△		△		○		
	第4種改良土		{O}	有機質土		40~80%程度	△		△		△		○		
泥土 <sup>※3)</sup>	泥土a	200 未満	{SF}	細粒分まじり砂	—	△		△		△		○			
	泥土b		{M}、{C}	シルト、粘性土		80%程度以上	△		△		△		○		
			{V}	火山灰質粘性土		—	△		△		△		○		
	泥土c		{O}	有機質土		80%程度以上	△		△		△		○		
			{Pt}	高有機質土	—	×		×		×		△			

凡例 ◎:そのまま使用が可能なもの ○:適切な土質改良を行えば使用可能なもの △:評価が○のものと比較して土質改良にコスト及び時間がより必要なもの

×:良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの

※1) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

※2) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

※3) 建設汚泥に該当するものについては、産業廃棄物法に定められた手続きにより利用が可能となる。

## 騒音・振動特定建設作業の解説

番号	特定建設作業の名称(種類又は能力)		用途
	騒音	振動	
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい抜機をアースオーガーと併用する作業を除く)	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧力式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	[くい打機]各種の既製くい及び矢板等を打ち込む機械 [くい抜機]打力により、打ち込んだくいを引き抜く機械 [くい打くい抜機]同一機械でくいの打ち込み、引き抜きを行う機械
2	びょう打機を使用する作業		鉄骨の接合方法のうち、高温に熱したリベットを鋼材の穴に挿入し、びょう打機でしめて接合する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る)		空気圧縮機から送られた圧縮空気を動力としてコンクリートに穴をあける「のみ」を駆動し、その衝撃力で既存の構造物や舗装版の取り壊し等を行う作業
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、原動機の定格出力が15kw以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)		コンクリート輸送作業や建築物塗装作業における吹付け等の動力に空気圧縮機の圧縮空気を使用する作業
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く)		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを特定の工事のため現場内あるいは近くに一時的に設置し使用する作業
6		鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	1～3トンの鋼球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを回転させて建築物等に衝突させ、その衝撃力を利用して破壊する作業

番号	特定建設作業の名称(種類又は能力)		用途
	騒音	振動	
7		舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	車体の前部に500kg程度のハンマを取り付け、2~3mの高さから直接舗装版に落下させ破壊する作業
8		ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	さく岩機をショベルカーに取り付け、コンクリート等の破壊を行う作業
9	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る)を使用する作業		ショベルカーにバケットを取り付け、溝等の掘削を行う作業
10	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る)を使用する作業		掘削された土砂をダンプトラック等に積み込む作業
11	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る)を使用する作業		土砂の掘削、押土等を行う作業

## 特定建設作業騒音の規制基準

(昭和 46 年厚生省告示第 1 号、昭和 48 年県告示第 171 号)

特定建設 作業の区分	音の大きさの 許容限度	禁止される 作業時間	1日当りの作 業の 許容時間	連続作業の 許容期間	休日作業の 禁止
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機の 使用作業	85デシベル	第1号区域 午後7時 から 翌日の 午前7時 まで	第1号区域 10時間	6日以内	日曜日その 他の休日 には行わ ないこ と
びょう打機の使用作業					
さく岩機の使用作業					
空気圧縮機の使用					
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設 けて行う作業		第2号区域 午後10時 から 翌日の 午前6時 まで	第2号区域 14時間		
バックホウの使用作業					
トラクターショベルの使 用作業					
ブルドーザーの使用作 業					

備考 1 第1号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であつて、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。

2 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

## 特定建設作業振動の規制基準

(振動規制法施行規則別表第 1、昭和 53 年県告示第 58 号)

特定建設作業の区分	振動の許容限度	禁止される作業時間	1日当りの作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
くい打機 くい抜機 くい打く機の使用作業	75デシベル	第1号区域 午後7時から 翌日の 午前7時まで	第1号区域  10時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
剛球の使用作業		第2号区域 午後10時から 翌日の 午前6時まで	第2号区域		
舗装版破の使用作業			14時間		
ブレーカーの使用作業					

備考 1 第1号区域とは、特定工場等の振動規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の振動の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。

2 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

ゴールデンウィーク

盆 休暇における工事現場緊急時連絡体制  
年 末 年 始

年 月 日

ゴールデンウィーク

盆 休暇期間中の緊急連絡体制及び現場保安体制を次のとおり報告します。  
年 末 年 始

- ・ 工 事 名 円形管理設工事 ( ○○ - )
- ・ 工 事 場 所 福 山 市
- ・ 請 負 業 者
- ・ 現 場 代 理 人
- ・ 主任 ( 監 理 ) 技 術 者
- ・ 休 暇 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
- ・ 巡 回 者

・ 緊 急 連 絡 先

名 前	会 社 名	緊 急 連 絡 先

・ 現 場 保 安 体 制

# 下水道工事完成のお知らせ

〇〇〇〇建設株式会社

平素から下水道事業について、多大なるご理解とご協力を賜わり、誠にありがとうございます。

さて、福山市上下水道局発注の下水道工事「**円形管埋設工事(〇〇-〇〇)**」につきましては、みなさまのご理解とご協力をいただき、

.....**年(令和 年) 月 日**.....をもちまして完成しましたので、お知らせいたします。

工事期間中は、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

下水道工事が終わり、排水設備の接続が可能となりました。福山市上下水道局の接続期限は供用開始後3年以内となっております。一日も早い接続をお願いいたします。

なお、このたびの工事に関する問い合わせなどの連絡先は、次のとおりとなりますので、よろしく願いいたします。

(連絡先)

受注者名.....

住 所.....

電 話.....

発注者 福山市上下水道局 工務部 管路整備課

電話 928-1088、928-1089